

トマス・アキナスの全能論

小笠原 史樹

伝統的キリスト教神学によれば、神は全能である。したがって、神は矛盾を含まない事柄全てを為し得る（規定A）。他方、神の能力は完全である。したがって、神の能力は欠落し得ず（non potest deficere）、神は完全性に反して行為し得ない（規定B）。このような二つの規定の整合性如何について、しばしば神の全能性と「罪の不可能性」（impeccability）との関係が主題化され、現代的な諸議論が展開されているが、それらの議論中、二つの規定は共通の文脈において対立的に把握され、その結果、規定Bが規定Aの範囲を制限する、ということが前提されてしまっている¹⁾。伝統的キリスト教神学の典型例として提示されるトマス・アキナスの全能論もまた、当該の前提に即して理解され、批判や擁護の対象となっているが、しかし、二つの規定を共通の文脈において対立的に把握する、という方法それ自体が、少なくとも中世哲学的理論の考察方法としては、やや妥当性を欠いているように思われる。

本稿の目的は、以上のような問題状況に即して、トマスの全能論に関する正確な解釈を提出し、規定Aと規定Bの整合性如何について、現行の諸議論とは異なる解決の方向性を示す、ということにある。トマスの全能論に関する解釈として、本稿の主張は、第一に、規定Aと規定Bは異なる文脈に関わる規定であり、対立的に把握されるべきではないこと（主張①）、第二に、規定Bが規定Aの範囲を制限することはなく、むしろ規定Bは規定Aの根拠であること（主張②）、という二点である。これら二つの主張は連関しており、主張①が了解された時点で、主張②の妥当性も明らかとなる。また、主張①が未だ消極的であり、規定Aと規定Bの差異を指摘するのみであるのに対し、主張②はより

積極的であり、トマスの全能論が有する全体的な構造を示そうとするものである。

以下、本稿の議論は次のように進められる。まず、二つの規定の整合性如何を全能論内部の問題として設定する（第一節）。次に、規定Aと規定Bそれぞれの内容を詳細に検討し、主張①の根拠を示す（第二節・第三節）。最後に、以上の考察結果に即して、主張②の根拠を示す（第四節）。

第一節 問題設定

トマスの全能論について、最も問題性を含んでいるのは『神学大全』中の次のようなテキストである。

罪を犯すということは、完全な行為から欠落する (*deficere*) ということである。したがって、罪を犯し得るということは、行為において欠落し得る (*posse deficere*) ということであり、このことは全能性に反する (*repugnat*)。故に、全能である神は罪を犯し得ないのである。 (*ST.*, I, q. 25, a. 3, ad 2)²⁾

上記の引用箇所においては、「罪を犯し得る」や「欠落し得る」が全能性に反するものとされ、神の「罪の不可能性」が、神の善性や意志によってではなく、神の全能性のみによって帰結されている。このような枠組みに即するならば、「神は完全に善であるが故に罪を犯し得ない」、或いは「神の意志は善のみを欲するが故に神は罪を犯し得ない」と述べられるまでもなく、「神は全能であるが故に罪を犯し得ない」と述べられ得ることになる。

問題は、「罪を犯し得ない」を直ちに帰結する全能性の概念とはどのようなものか、当該の概念は他の箇所において示されている全能性の概念と整合するか否か、ということである。上記の引用箇所を含む項の主文において示されているのは、Aによって規定されるような全能性の概念である（第二節参照）。しかし、引用箇所における全能性の概念は、規定Aのみによっては説明され得

ない。仮にAを、「神が然々の事柄を為す」という命題が矛盾を含まない場合、そのような事柄全てを神は為し得る、という規定として解釈し、「神が罪を犯す」という命題においては述語が主語に反しているが故に神は罪を犯し得ない、と述べるとしても、しかし、当該の背反性 (repugnantia) の根拠が全能性それ自体である以上、全能性に関してA以外の規定が前提されていると考えなければならない。

このとき、整合的な解釈のために要請されるのが、Bによって、即ち、「神の能力は欠落し得ず、神は完全性に反して行為し得ない」という仕方で規定されるような全能性の概念である。全能性がBによって規定されるならば、全能性の概念それ自体が「欠落し得ない」という内容を既に含んでいるが故に、「神は全能である」から直ちに「神は罪を犯し得ない」が導出され得ることになる。「神は全能であるが故に罪を犯し得ない」というトマスの主張は、規定Aによってではなく、規定Bによって初めて整合的に説明され得るのである。

以上のように、トマスにおいては、AのみならずBもまた、全能性に関する規定として理解される。つまり、全能性の概念がAとBによって二重に規定されているのであり、したがって、規定Aと規定Bの整合性如何という問題は、全能性と神の他の属性との関係を問うものとしてではなく、トマスの全能論それ自体の整合性如何を問うものとして、全能論内部の問題として主題化されなければならない。

第二節 規定A：絶対的可能性

まず、規定Aの検討から始める。

規定Aは、神は全能であるという主張について、そのような主張の根拠として示される規定であり、「矛盾を含まない事柄」は「全てを為し得る」(posse omnia) の「全て」の範囲 (distributio) を確定する概念として示されている。例えば『神学大全』において、「神が全能と言われるのは、絶対的に可能な事柄 (possibilia absolute) 全てを為し得るが故である」(ST., I, q. 25, a. 3, c.) と述べられているが、絶対的に可能な事柄とは、後述するように、事柄を記述

する命題の無矛盾性を意味する概念であり、「矛盾を含まない事柄」と置換可能である。また、『能力論』において、それ自体として可能な事柄 (possibilia secundum se) は矛盾を含まないとされた上で、「神が全能と言われるのは、それ自体として可能な事柄全てを為し得るが故である」と述べられている (cf. *De Pot.*, q. 1, a. 7, c.). 微細な相違点はともかく、規定Aを根拠として神の全能性を主張する、という方法それ自体は、トマスの著作時期全体を通して一貫しているように思われる (cf. *In Sent.*, I, d. 42, q. 2, a. 2, c.; *SCG.*, II, cap. 22).

以下、規定Aについて、主に『神学大全』第一部第二十五問第三項主文に即して整理していく。

2-1

既述のように、神が全能と言われるのは、絶対的に可能な事柄全てを為し得るが故であるが、絶対的に可能な事柄の絶対性が意味しているのは、個々の能力との関係において生ずるような相対性の排除である。『神学大全』において、トマスは可能性を「能力との関係において言われる可能性」と「絶対的に言われる可能性」とに二区分した上で、全能性は前者のような可能性に即してではなく、後者のような可能性に即して規定される、としている。トマスによれば、神が全能であると言われるのは、被造的本性にとって可能な事柄全てを為し得るが故でないのは勿論、神の能力にとって可能な事柄全てを為し得るが故でもない。というのも、神の能力にとって可能な事柄全てを為し得ると述べることは、神は為し得る事柄全てを為し得ると述べるに等しく、そのような説明は循環を含んでしまっているからである³⁾。したがって、全能性は「能力との関係において言われる可能性」に即してではなく、「絶対的に言われる可能性」に即して、「それ自体として可能な事柄全てを為し得る」という形で規定される。(cf. *ST.*, I, q. 25, a. 3, c.)

全能性が事柄それ自体の絶対的可能性に即して規定されるとして、トマスによれば、或る事柄が絶対的に可能であるか否かの判断は、事柄を記述する命題

の主語と述語の関係に即して、命題の無矛盾性如何という観点から為される。

『神学大全』において、トマスは次のように述べている。

何かが絶対的に可能や不可能と言われるのは、諸項辞の関係に即して (ex habitudine terminorum) である。即ち、〔絶対的に〕可能と言われるのは、述語が主語に反しない (non repugnat) が故であり、例えば「ソクラテスが座っている」がそうである。他方、絶対的に不可能と言われるのは、述語が主語に反するが故であり、例えば「人間は驢馬である」がそうである。(ST., I, q. 25, a. 3, c.)

このとき、事柄を記述する命題の無矛盾性は、直ちに絶対的可能性として理解されるのであり、矛盾を含まない事柄は、個々の能力との関係において生ずる相対性が排除された仕方で、絶対的に可能な事柄として理解される。矛盾を含まない事柄とは絶対的に可能な事柄のことであり、絶対的に可能な事柄とは矛盾を含まない事柄のことである。

注目すべきは、事柄の無矛盾性如何はあくまでも命題に関して述べられるのであって、単独の動詞等に関して述べられるのではない、ということである。したがって、「神は矛盾を含まない事柄全てを為し得る」というトマスの主張は、決して「動詞によって表現される行為全てを神は為し得る」という主張ではない。実際、「神は罪を犯し得ない」という主張に代表されるように、トマスは、動詞によって表現される幾つかの行為について、それらを神は為し得ないと明言している。仮に「神は全てを為し得る」における「全て」を動詞に関わるものとして理解するとしても、「或る行為は、名称としては (secundum nomen) 能力を含意しながら、事柄としては (secundum rem) 能力の欠落 (defectus) である」(De Pot., q. 1, a. 6, c.) が故に、神が為し得る行為については「完全性に反しない」という規定が加えられなければならないことになるが、このとき、議論は既に規定Bを巡る問題圏へ移行してしまっている。

したがって、規定Aの内容を検討するに際して、「全てを為し得る」は、よ

り限定的な行為として理解されなければならない。

2-2

「全てを為し得る」が有する限定性は、トマスの全能論が展開される文脈の限定性に由来している。トマスが全能論を直接的に主題化するのは、神は全能であるか否か、という問題が考察される場面においてではなく、どのような意味で神は全能と言われるのか、という問題が考察される場面においてである。例えば『神学大全』において、トマスは「神が全能であることは、誰もが等しく認めるところである」と述べた上で、神が全能であることそれ自体を決して疑うことなく、「全能性の意味を指定する」(rationem omnipotentiae assignare) ために議論を進めていく (cf. *ST.*, I, q. 25, a. 3, c.). このような文脈において主題化されるのは、「全てを為し得る」のが神であるか否かではなく、「神が全てを為し得る」の「全て」の範囲、即ち、神の能力の対象の範囲であり、したがって、「全て」の範囲を確定する「矛盾を含まない事柄」という概念は、半ば論点先取的に、神の能力の対象としての性格を付与されているのである⁴⁾。

ところで、トマスによれば、神の能力とは「能動的能力」(potentia activa) であるが、ただし、神において能力と働きは同一であるが故に、神の能動的能力は働きの根源 (principium operationis) ではない (第三節参照)。神において、知性や意志が神の内部に留まる行為に関して述べられるのに対し、能力は神の外部へ向かう行為に関して述べられるのであり、神が他者に存在を付与し (dat esse), 結果として産出する (producere) という行為について、結果の根源 (principium effectus) や事態の根源 (principium facti) として述べられる。つまり、神の能力は、あくまでも被造物を産出する能力として規定されているのであり、神の能力という概念それ自体が、既に創造論を前提しているのである。したがって、「全てを為し得る」の内容もまた、創造論に即して理解されなければならない。(cf. *In Sent.*, I, d. 42, q. 1, a. 1, ad 3; *SCG.*, II, cap. 6-7 et cap. 10; *De Pot.*, q. 1, a. 1, ad 1; *ST.*, I, q. 25, a. 1, ad 3)

このとき、神の能力の対象は結果・事態として、神によって存在を付与される他者として理解されるが故に、「全て」の範囲を確定する「矛盾を含まない事柄」という概念もまた、神の能力によって存在を付与され得る結果・事態として、「有としての性格 (ratio entis) を持ち得る事柄」として理解される。「有としての性格を持ち得る事柄は何であれ、諸々の絶対的に可能な事柄の内に含まれるのであり、それらに関して、神は全能と言われる」(ST., I, q. 25, a. 3, c.). トマスによれば、有としての性格を持ち得ないのは、肯定と否定が同時に真であるような、或いは、それ自体の内に「ある」(esse) と「ない」(non esse) を同時に含むような、そのような事柄、即ち、矛盾を含む事柄であって、他方、矛盾を含まない事柄は全て、有としての性格を持ち得る。事柄それ自体の絶対的可能性が、今や創造論に即して、有としての性格を持つ可能性として、事柄それ自体の創造可能性として示されているのである。(cf. *De Pot.*, q. 1, a. 3, c.; *ST.*, I, q. 25, a. 3, c.)

さらに、「結果」(effectus) や「事態」(factum) は「生じさせる」(facere) 行為の対象として述べられる概念であるが故に、神の行為は「生じさせる」行為として、矛盾を含まない事柄は「生じさせ得る」(posse facere) 対象として、それぞれ理解される。また、「生じさせ得る」が神の能力の側から語られる形容であるのに対し、「生じさせ得る」に対応する仕方で、事柄それ自体の側から、矛盾を含まない事柄について「被造世界において生じ得る (posse fieri)」という形容を付与することも可能である。矛盾を含む事柄については「神はそれらの事柄を生じさせることができない (non potest ea facere) と言われるよりも、それらの事柄は生じ得ない (non possunt fieri) と言われる方が適切である」(ST., I, q. 25, a. 3, c.) のに対し、矛盾を含まない事柄は生じ得るのであり、そのような事柄全てを生じさせ得るが故に、神は全能と言われる。規定Aは創造論に即して、「神は被造世界において生じ得る事柄全てを生じさせ得る」という規定として、より限定的な行為に関わる規定として理解されるのである⁵⁾。

本節の議論によって明らかであるように、矛盾を含まない事柄とは、個々の能力との関係において言われる可能性ではなく、事柄それ自体の絶対的可能性を示す概念であり、より限定的には、事柄それ自体の創造可能性を示す概念であって、神の「生じさせる」行為の対象であり、被造世界において「生じ得る」事柄である。そして、規定Aが示しているのは、矛盾を含まない事柄が示すような絶対的可能性の範囲と、神の能力の対象の範囲とが一致する、ということに他ならない。規定Aは、神の能力の対象の範囲を確定しようとする文脈において、当該の範囲が絶対的可能性全体であることを示す規定であり、トマスによれば、絶対的可能性の範囲と神の能力の対象の範囲とが一致するが故に、神は全能と言われるのである。

ただし、なぜ当該の一致が成立するのか、ということについては、他の規定が必要とされる。規定Aは未だ直接的には絶対的可能性の範囲を示すのみであり、なぜ絶対的可能性の範囲と神の能力の対象の範囲とが一致するのか、なぜ神は矛盾を含まない事柄全てを為し得るのか、ということについては、規定Aの外部に更なる根拠が求められなければならない。

第三節 規定B：絶対的完全性

次に、規定Bの検討に移る。

規定Aが神の全能性の根拠として明示的に導入されているのに対し、規定Bは、そのような仕方では導入されているわけではなく、第一節冒頭における引用箇所のように、半ば自明の前提として用いられている。もっとも、神の全能性について直接論じられる際に主題化されるのが「全てを為し得る」の「全て」の範囲であるのに対し、後述するように、Bはむしろ「為し得る」の側に関する規定である以上、当該の文脈において規定Bが明示的に導入されていないのは、ごく自然なことである。他方、神の能力それ自体が主題化される場合には、規定Bが明示的に導入され、神の能力が欠落し得ないことを根拠として、神の行為に関する種々の不可能性が示されている。例えば『命題集註解』において、「神の能力は欠落的な要素を含み得ない (defectum habere non potest)」と述

べられた上で、そのことを根拠として、神は罪を犯し得ないと結論されている (cf. *In Sent.*, I, d. 42, q. 2, a. 2, c.). また、『能力論』においては、神の能力に関して「神は欠落し得ない」と述べられた上で、神は動き得ず (non posse moveri), 物的行為を為し得ないと結論されている (cf. *De Pot.*, q. 1, a. 6, c.).

さて、規定Bの根拠は、当然、神の能力の完全性に求められるが、そもそも神の能力それ自体が神の完全性を根拠として導出される概念であり、その限りにおいて、「神の能力」(potentia Dei) という概念の内に、既に完全性が含意されている。トマスによれば、何らかの主体に能動的能力が帰されるのは、当該の主体が「現実的であり、完全である程度に即して」(secundum quod est actu et perfectus) であって、如何なる不完全性も含まない純粹現実態である神は、最大限に (maxime) 能動的能力を有する。主体の完全性の程度が能動的能力の程度を規定するが故に、神の最高度の完全性から、最高度の完全性を有する能動的能力が直ちに導出されるのであり、規定Bは「神が能力を有する」という事態から直ちに帰結されるのである。(cf. *SCG.*, II, cap. 6-7; *De Pot.*, q. 1, a. 1, c.; *ST.*, I, q. 25, a. 1, c.)

ところで、トマスにおいて、完全性は現実性と相関的に語られる概念であり、能動的能力の完全性は、対応する第二現実態 (actus secundus) を実現している程度に応じて、即ち、働き (operatio) と結びついている程度に応じて語られる。したがって、最高度の完全性を有する能動的能力は、同時に、最高度を実現されているのでなければならない。実際、純粹現実態である神において、能力と働きは事物として (secundum rem) 同一であるが故に、両者は常に結びついているのであり、神の能動的能力は、神の働きとの同一性に即して、常に最高度の完全性を有しているのである。(cf. *In Sent.*, I, d. 42, q. 1, a. 1, ad 5; *De Pot.*, q. 1, a. 1, ad 8)

注目すべきは、このような神の能力と働きの同一性が、働きの結果如何と全く無関係に確保されている、という点である。トマスは、神の働きと結果を明確に区別した上で、能力と働きが常に結びついていると述べる一方、能力と結

果が常に結びついている必要はないと述べ、能力と働きの同一性が結果如何とは無関係であること、即ち、働きの結果として何が生ずるか、そもそも何かが生ずるか否かにかかわらず、神の能力は常に働きと結びついている、ということを繰り返し強調している。

例えば『能力論』において、次のように述べられている。

神の能力は常に現実態と、即ち、働きと結びついている（働きは神の本質である）。他方、諸結果は意志の命令と知恵の秩序に即して生ずる。したがって、〔神の能力が〕常に結果と結びついていなければならないわけではない。（*De Pot.*, q. 1, a. 1, ad 8）⁶¹

神の能力と働きの同一性が結果如何と全く無関係である以上、神の能力の完全性もまた、結果如何とは無関係なものとして、即ち、結果との関係において生ずる相対性が排除された仕方で、絶対的なものとして理解される。そして、神の能力の完全性が結果如何と無関係に確保されている以上、能力の完全性を根拠として導入される規定Bもまた、結果如何とは無関係な規定として、絶対的なものとして理解される。規定Bは、働きの結果如何とは無関係に、それ自体として考察された神の能力について、その絶対的完全性を示しているのであり、「全てを為し得る」に関して、能力の対象である「全て」とは無関係に、「為し得る」の様態を絶対的に規定しているのである。

第四節 絶対的可能性と絶対的完全性

以上、神の全能性に関わる二つの規定について、それぞれの内容を検討してきた。既に明らかであるように、規定Aは、神の能力や働きの対象・結果（より限定的には、被造世界において生じ得る事柄）が、個々の能力とは独立にそれ自体として考察される場面に関わる規定であり、そのような場面において得られる絶対的可能性の範囲について、当該の範囲と神の能力の範囲とが一致すること、即ち、絶対的可能性全てを神が生じさせ得ることを示している。他方、

規定Bは、神の能力や働きが、対象・結果如何とは独立にそれ自体として考察される場面に関わる規定であり、そのような場面において得られる絶対的完全性が、神の行為を常に規定していることを示している。規定Aが能力の対象それ自体の考察という文脈に関わるのに対し、規定Bは能力それ自体の考察という文脈に関わるのであり、両者は対立的に把握されるべきではない（主張①）。

Aが能力の対象それ自体の絶対的可能性に関わる規定であり、Bが能力それ自体の絶対的完全性に関わる規定である、という点が了解されるならば、規定Bが規定Aの範囲を狭めることはなく、むしろ規定Bは規定Aの根拠である（主張②）、という点もまた、直ちに了解されるように思われる。というのも、主張①が了解される限りにおいて、ごく自然な結論として、絶対的可能性の範囲と神の能力の範囲との一致（規定A）は、神の能力の絶対的完全性（規定B）を根拠としている、と考えられるからである。確かに、絶対的可能性の範囲は神の能力とは無関係に確定されるが、絶対的可能性の範囲と神の能力の対象の範囲とが一致することに関しては、神の能力の絶対的完全性が当該の一致の根拠として要請される。つまり、規定Bによって示されるような不可能性が、規定Aによって示されるような可能性の根拠となるのであり、「神は完全性に反して行為し得ない」が故に、「神は矛盾を含まない事柄全てを為し得る」のである。

主張②に関するテキスト上の根拠として、例えば『対異教徒大全』において、次のように述べられている。

完全な力 (*virtus perfecta*) は全て、その力の自体的かつ固有の結果 (*suus per se et proprius effectus*) が及び得るあらゆる範囲に及ぶ。(……) ところで、既述のことから示されるように、神の力は存在の自体的原因であり、存在は神の力に固有の結果である。したがって、神の〔完全な〕力は、有としての性格に反しないあらゆる事柄に及ぶ。(SCG., II, cap. 22)

上記の引用箇所においては、「神の力があらゆる事柄に及ぶ」ことの根拠が、神の力が完全であり、存在を固有の結果とすることに求められている。即ち、それ自体として創造可能な事柄全てを神は創造し得る、という可能性が、神の能力の完全性によって根拠づけられているのであり、絶対的可能性の範囲と神の能力の範囲との一致が、神の能力の完全性によって根拠づけられているのである。このとき、主張②の妥当性は既に自明であり、また、引用箇所と同様の議論は、他の著作においても多く確認される⁷⁾。神の能力の完全性は、能力の及ぶ範囲を制限するのではなく、むしろ当該の範囲全体に能力が及ぶことを根拠づけるのであり、神の能力は完全であるが故に、あらゆる事柄に及ぶのである。

ところで、規定Aを規定Bによって根拠づける、という議論の構造は最終的に、存在の純粹現実態である神があらゆる存在の原因である、という周知の事態へ辿り着くように思われる。このとき、規定Aは「あらゆる存在」の側から絶対的可能性の範囲を示すものとして、規定Bは純粹現実態の側から神の絶対的完全性を示すものとして、それぞれ理解される。つまり、トマスにおいて、神の全能性は、規定Aと規定Bによって、被造的存在それ自体と純粹現実態それ自体との二つの側から二重に規定されているのであり、トマスの全能論は、神による全存在の創造という事態と対応する仕方では構造化されているのである。本稿の主張②が指摘しようとしているのは、このような構造化の事実には他ならない。トマスの全能論において示されているのは、単なる可能・不可能の範囲ではなく、純粹現実態である神があらゆる存在の原因である、という事態、即ち、絶対的完全性を有する神の現実性が被造世界の絶対的可能性に対応するものとして現れる、という事態であり、そして、全能論が当該の事態と対応する仕方では構造化されている限りにおいて、規定Aと規定Bは完全に整合しているのである⁸⁾。

全能論の構造化が神と世界の関係に即して為されている以上、更なる考察は、当該の関係を巡る問題圏へと向かう。全能論は、例えば創造論や神義論として、

さらに展開されなければならない。そのような議論の展開については他日を期すとして、ともかく、トマスの全能論が有する全体的な構造と射程が了解されるならば、本稿の課題は既に果たされているように思われる。

注

- 1) cf. Nelson Pike, "Omnipotence and God's Ability to Sin", in *American Philosophical Quarterly* 6-3, 1969, pp. 208-216; Peter T. Geach, "Omnipotence", in *Philosophy* 48, 1973, pp. 7-20; Jerome Gellman, "Omnipotence and Impeccability", in *The New Scholasticism* 51, 1977, pp. 21-37; Joshua Hoffman, "Can God do Evil?", in *Southern Journal of Philosophy* 17, 1979, pp. 213-220; Edward Wierenga, "Omnipotence Defined", in *Philosophy and Phenomenological Research* 43-3, 1983, pp. 363-375; Thomas P. Flint and Alfred J. Freddoso, "Maximal Power", in Alfred J. Freddoso ed., *The Existence and Nature of God*, University of Notre Dame Press, 1983, pp. 81-114; Ralph McInerny, "Aquinas on Divine Omnipotence", in Christian Wenn ed., *L'Homme et son Univers au Moyen Âge*, Éditions de l'Institut Supérieur de Philosophie, 1986, pp. 440-444. また、最近の *Religious Studies* 誌上においても、当該の問題に関して活発な議論が交わされている。cf. Wes Morriston, "Omnipotence and Necessary Moral Perfection: are they Compatible?", in *Religious Studies* 37, 2001, pp. 143-160; T. J. Mawson, "Omnipotence and Necessary Moral Perfection are Compatible: a Reply to Morriston", in *Religious Studies* 38, 2002, pp. 215-223; Wes Morriston, "Are Omnipotence and Necessary Moral Perfection Compatible?: Reply to Mawson", in *Religious Studies* 39, 2003, pp. 441-449; Thomas Metcalf, "Omniscience and Maximal Power", in *Religious Studies* 40, 2004, pp. 289-306; T. J. Mawson, "Freedom, Human and Divine", in *Religious Studies* 41, 2005, pp. 55-69; Wes Morriston, "Power, Liability, and the Free-Will Defence: Reply to Mawson", in *Religious Studies* 41, 2005, pp. 71-80.
- 2) テキストは基本的に Marietti 版を使用し(ただし、『命題集註解』については Mandonnet 版を使用した)、著作の略号は慣例に従った。なお、以下の引用文中、〔 〕内は全て引用者による補足である。
- 3) 例えば『能力論』において「〔神は全能であると言われるのが〕自己にとって可能な事柄全てを為し得るが故であるならば、同じ理由で誰もが全能であることになってしまう。なぜならば、誰であれ自己にとって可能な事柄全てを為し得るからである」(*De Pot.*, q. 1, a. 7, cont.)と述べられているように、トマスは、全能性の規定の中に個々の能力との相対性を持ち込むことの危うさについて、極めて自覚的だったように思われる。

- したがって、規定 A における「矛盾を含まない事柄」を、「神は然々の事柄を為す」という命題が矛盾を含まないような事柄として、神の能力との相対性を持ち込む仕方解釈することは、少なくともトマスの全能論に関する解釈としては不適切である。
- 4) ただし、神の能力の対象としての性格を付与されている、という事態が意味しているのは、「矛盾を含まない事柄」という概念の性格が限定される、ということのみであって、絶対的可能性の内に神の能力との相対性が混入されている、ということではない。概念の性格が限定された上でも、事柄それ自体の絶対的可能性は未だ神の能力とは独立に規定されるのであり、そのような絶対的可能性全てを為し得るが故に、神は全能と言われるのである。
- 5) 勿論、「被造世界」が或る特定の現実世界として理解されるならば、当然、事柄それ自体としては可能でありながら当該の被造世界においては生じ得ないような、そのような事柄が存在することになる。例えば、「或る過去の時点 t においてソクラテスが走らない」という事柄は、それ自体としては矛盾を含んでおらず、絶対的に可能であるが、「t においてソクラテスが走る」という事実が存在するならば、付帯的に不可能である (*impossibile per accidens*)。このとき、「矛盾を含まない事柄」と「被造世界において生じ得る事柄」、即ち、特定の現実世界とは無関係に規定される可能性と特定の現実世界に即して規定される可能性とは必ずしも一致しないが故に、本来、両者は区別されなければならない。ただし、「t においてソクラテスが走らない」という事柄が過去に存在しなかった事柄として理解されるならば、その限りにおいて、当該の事柄もまた、やはり矛盾を含む事柄として理解されることになる。というのも、当該の事柄の存在は「t においてソクラテスが走る」という事実を否定することになるが、「過去に存在した事柄が存在しなかった」という事態は「存在した、かつ、存在しなかった」(*fuit et non fuit*) という矛盾を含意するが故に、それ自体として不可能であり (*impossibile secundum se ipsum*)、当該の事柄は t 以後において、もはや可能な事柄としての性格を持たないからである (cf. *De Pot.*, q. 1, a. 3, ad 9; *ST.*, I, q. 25, a. 4, c. et ad 1-2)。「神は過去に存在した事柄が存在しなかったようにすることはできない。なぜならば、存在する事柄は、存在している間は存在することが必然であり、存在しているときに存在しないことは不可能であって、このような必然性と不可能性を伴って、過去へ移行するからである」(*In Sent.*, I, d. 42, q. 2, a. 2, c.)。したがって、特定の現実世界に即してもまた、絶対的な不可能性が語られるのであり、それらの事柄を神が生じさせ得ないことの根拠は未だ、当該の事柄が矛盾を含んでいる、という点に求められるのであって、その限りにおいて、「矛盾を含まない事柄」と「被造世界において生じ得る事柄」は一致するのである。
- 6) 同様の議論は、他の著作においても確認される。「神の働きは神の能力と事物としては同一である。したがって、〔神の〕能力は神の働きに〔常に〕結びついているのでなければならない。しかし、働きが存在するあらゆる時点において、常に結果が生ずるわ

けではない。なぜならば、〔神の〕働きは何らかの仕方、意志と知恵の秩序によって (voluntate et sapientia ordinante) 規定されているからである。したがって、結果は神の意志の命令 (nutum) に即してでなければ生ずることはなく、このような構成 (dispositio) に即して、永遠なる働きから時間的結果が生ずるのである」(In Sent., I, d. 42, q. 1, a. 1, ad 5)。「神の働きから発出する諸結果は、必然的に発出するのではない。なぜならば、〔神の働きが〕意志によって統制されているということに即して (secundum quod est a voluntate), そのような働きから諸結果が生ずるからである」(In Sent., I, d. 43, q. 2, a. 1, ad 3)。「神は常に自らの全能力によって作用している。しかし、結果は意志の命令と知性の秩序 (ordinem rationis) に即して生ずる」(De Pot., q. 1, a. 2, ad 13)。「同義的ではない作用者の能力 (potentia agentis non univoci) が、その結果の産出において全体として示されることはない」(ST., I, q. 25, a. 2, ad 2)。

- 7) 「(……) 全てを為し得るということが神に適合するのは、神が第一現実態であり、完全な現実態である限りにおいてである」(In Sent., I, d. 42, q. 1, a. 1, c.)。「力や能力は常に本質から帰結する。(……) 如何なる被造物にも、神であることは共有され得ないように、無限の本質を持ち、無限の能力を持つことや、全能性を有することは、被造物には共有され得ない」(In Sent., I, d. 43, q. 1, a. 2, c.)。「神は最大限に完全である。したがって、自己に類似した何らかの現実的有を生じさせることが、神には適合するのであり、そのような仕方、神は存在の原因なのである」(SCG., II, cap. 6)。「神は完全な現実態であり、自己の内あらゆる完全性を有している。したがって、神の能動的な力は完全であり、現実的存在 (quod est esse in actu) としての性格に反しない事柄全てを対象としている」(SCG., II, cap. 22)。「神は被造的有全体に関して (respectu totius entis creati) 第一の作用者である。したがって、被造的有について可能的である事柄は何であれ (quidquid igitur est in potentia entis creati), これら全てを神は自らの能動的な力によって生じさせ得るのである」(ibid.)。「或る人々は、神が全能であるのは無限の能力を持つが故である、と述べた。彼らは全能性の概念について述べたのではなく、原因について述べたのである」(De Pot., q. 1, a. 7, c.)。「神は自存する存在それ自体であるから、如何なる限定も制約もなしに (absque omni limitatione et contractione), 存在という本性が神に無限な仕方、という事は明らかである。したがって、神の能動的な力は有全体に対して、また、有としての性格を持ち得る事柄全てに対して、無限な仕方、及ぶのである」(Quodl., III, q. 1, a. 1, c.)。「神の能力を基礎づけている神の存在は、無限の存在であり、何らかの有の領域に対して制限されるものではなく、むしろ、それ自体の内あらゆる存在の完全性を予め持っている。したがって、有としての性格を持ち得る事柄は何であれ、諸々の絶対的に可能な事柄の内含まれるのであり、それらに関して、神は全能と言われるのである」(ST., I, q. 25, a. 3, c.)。「神の力は有の普遍的原因であり、有全体に及ぶ。したがって、神の力に

(divinae potestati) 属さないのは、有としての性格に反する事柄のみであり、即ち、矛盾を含むような事柄のみである」(*In Eth.*, VI, lect. II)。

- 8) John F. Wippel は、トマスが神の全能性を論証可能なものとして考えていたか否か、という問題を検討する過程において、神の無限性を根拠として神の能力の無限性が導出され、神の能力の無限性を根拠として神の全能性が導出される、という議論の構造を強調している (cf. John F. Wippel, “Thomas Aquinas on Demonstrating God’s Omnipotence”, in *Revue Internationale de Philosophie* 52-2, 1998, pp. 227-247)。このとき、Wippel の議論における「神の能力の無限性」は規定 B と対応するものとして、「神の全能性」は規定 A と対応するものとして、それぞれ解釈され得るのであり、問題設定は異なるにせよ、Wippel が強調している構造は、本稿の主張②が示す構造と同一のものである。